

山鹿市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月27日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市規則第25号

山鹿市財務規則の一部を改正する規則

山鹿市財務規則（平成17年山鹿市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第173条の6」を「第173条の7」に改める。

第7条中「第243条の2の8第1項後段」を「第243条の2の9第1項後段」に改め、同条第1号中「第243条の2の8第1項第1号」を「第243条の2の9第1項第1号」に改め、同条第2号中「第243条の2の8第1項第4号」を「第243条の2の9第1項第4号」に改める。

第25条第2項中「第12条の2の20」を「第12条の2の20第1項各号」に改める。

第51条第1項第3号中「への」を「へ」に改める。

附 則

この規則は、令和8年9月24日から施行する。